

議案第 82 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

国領町 8 丁目周辺地区整備計画区域の名称を改めるとともに当該区域内における建築物の制限について新たに定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 12の項中「平成28年調布市告示第236号」を「令和4年調布市告示第210号」に、「国領町8丁目」を「国領町8丁目・和泉本町4丁目」に改める。

別表第2 12 国領町8丁目周辺地区整備計画区域の表中「国領町8丁目」を「国領町8丁目・和泉本町4丁目」に改め、同表に次のように加える。

医療 福祉 ・文 教地 区	建築することができる建築物 1 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。） 2 福祉施設その他これに類するもの 3 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 4 上記1から3までに掲げる建築物に附属するもの 5 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に	—	—	上記に同じ。	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 国領町計画図3に表示する1号壁面は、道路境界線から2.5メートル以上 2 国領町計画図3に表示する5号壁面は、地盤面からの高さが5メートル以下の建築物又は建築物の部分にあっては隣地境界線から4メートル以上、地盤面からの高さが5メートルを超える	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては当該水平距	—	—	—
---------------------------	---	---	---	--------	---	--	---	---	---

<p>供するものを除く。)</p> <p>6 病院, 診療所, 大学, 高等専門学校又は専修学校の運営に必要な建築物で市長がやむを得ないと認めるもの</p>	<p>建築物又は建築物の部分にあっては隣地境界線から6メートル以上</p>	<p>離の 1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし, 真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたものと25メートルとのいずれか低い高さ以下とする。</p>
--	---------------------------------------	---

別表第2 13 多摩川住宅地区整備計画区域の表備考の表 (イ)の項中「平成17年東京都告示第846号」を「令和2年東京都告示第222号」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。